

○犬山市多文化共生推進会議規則

平成29年3月27日規則第15号

改正

令和元年12月26日規則第51号

令和6年2月14日規則第7号

犬山市多文化共生推進会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、犬山市附属機関設置条例（平成28年条例第36号）第8条の規定に基づき、犬山市多文化共生推進会議（以下「推進会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 外国籍を有する市民を代表する者
- (3) 日本国籍を有する市民を代表する者
- (4) 多文化共生に関わる活動を行う団体の職員
- (5) 外国人雇用に関わる企業の職員
- (6) 外国人と関わりのある公共機関等の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第3条 推進会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、会長の指名により定める。

4 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集及び議事)

第4条 推進会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しな

いときの会議は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 推進会議は、会長が必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、市民部多様性社会推進課において行う。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 第3条第2項の規定にかかわらず、廃止前の犬山市多文化共生推進会議設置要綱（平成27年12月16日施行）に基づく犬山市多文化共生推進会議の会長であった者は、この規則の施行の日に推進会議の会長として定められたものとみなす。

附 則（令和元年12月26日規則第51号抄）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。（後略）

附 則（令和6年2月14日規則第7号抄）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。